

児童発達支援事業 利用契約書

特定非営利活動法人ワンダートンネル
こども広場 ワンダーステップ

こども広場 ワンダーステップ（以下「事業所」とします。）の利用を希望する児童（以下「利用児童」とします。）の保護者（以下「保護者」とします。）と特定非営利活動法人ワンダートンネル（以下「事業者」とします。）とは、事業所が提供する児童発達支援事業について、次の通り契約します。

（契約の目的）

第1条 この契約は、利用児童に対して事業所の行うサービスの内容などについて、児童福祉法にもとづいて定めます。

（提供するサービス）

第2条 事業所は、「重要事項説明書」に記載の児童発達支援事業のサービスを、利用児童に提供します。

（契約期間）

第3条 この契約の期間は、 年 月 日から利用児童の障害児通所給付費支給期間満了日までとします。

2 障害児通所給付費支給期間終了後に改めて支給決定された場合、契約は更新されるものとします。

（利用料金）

第4条 事業者が提供するサービスの利用料とその他の料金は重要事項説明書の通りです。

2 保護者は、利用児童が事業所からサービスを受けたときには、市町村が定めた利用者負担額を事業所に支払います。また、サービスに必要なその他の料金を事業所に支払います。

（料金の支払い等）

第5条 保護者は、利用児童がサービスを受けた場合に、利用料金を月ごとに支払います。

（児童発達支援計画の作成）

第6条 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の原案を作成します。

2 作成した原案は、利用児童及びその保護者に対して説明し、同意を得た上で児童発達支援計画として決定します。

（児童発達支援の提供）

第7条 事業者は、児童発達支援計画に基づきサービスの提供を行います。

（モニタリング）

第8条 児童発達支援管理責任者は、6ヶ月に1回以上、児童発達支援計画の見直しを行います。

（事業者の基本的義務）

第9条 利用児童がその有する能力や適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な指定サービスを適切に行います。

2 事業者は、保護者及び利用児童の意思と人格を尊重し、常に保護者及び利用児童の立場に立って、サービスを提供します。

（損害賠償）

第10条 事業者は、サービス中に利用児童に事故が起きた時には、保護者、関係市町村等に連絡をし、すぐに必要な手立てを行います。

2 事業者は、指定サービスを提供する時に、事業者の責任によって利用児童又は保護者に損害を与えた時には、その損害を速やかに賠償します。

3 利用児童又は保護者が、故意又は過失により、事業者に損害を与えた場合には、事業者は損害賠償を請求します。

(契約の終了事由)

第11条 保護者、利用児童及び事業者が、下記のいずれかの事由に該当した場合には、本契約は終了となります。

- (1) 保護者又は利用児童が死亡した場合
- (2) 市町村が、利用児童の事業所における指定サービス利用の必要がないと決定した場合。
- (3) 地震や火事、台風などの天災等により、事業所を使うことができなくなった場合。

(保護者からの契約解除)

第12条 保護者は、いつでも本契約を解除することができます。

(事業者からの契約解除)

第13条 事業者は、利用児童または保護者が法令違反、サービス提供を妨害する行為などがあった場合、この契約を解除することができます。

(協議事項)

第14条 この契約で定めていない事柄については、児童福祉法及びその他関係法令に従って、保護者と事業者が話し合い、解決するものとします。

契約が成立したことの証として、本契約書を2通作成、保護者及び事業者が記名し、各自がその1通を所持することとします。

年 月 日

保 護 者 住 所 : _____

氏 名 : _____

事 業 者 住 所 : _____ 相模原市緑区橋本 3-22-11

_____ アドラシオン橋本 1階

名 称 : _____ こども広場ワンダーステップ

代 表 者 : _____ 所長 千谷 史子